

様式1

事業報告書
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人真美会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団(☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和52年1月26日(社会医療法人 平成21年1月1日)

- (4) 設立登記年月日 平成52年1月26日(社会医療法人 平成21年1月5日)

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木野 稔	中野こども病院管理者
理 事	荒木 敦	
同	村上 貴孝	
同	後藤 淑子	
同	大前 道和	
同	木野 昌也	社会医療法人仙養会 理事長
監 事	野村 秀雄	
同	本井 治	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	中野こども病院	大阪市旭区新森四丁目13番17号	一般病床 79 床
			療養病床 0 床
			[医療保険 0 床]
			[介護保険 0 床]
			精神病床 0 床
			感染症病床 0 床
			結核病床 0 床
診療所	該当なし		一般病床 床
			療養病床 床
			[医療保険 床]
			[介護保険 床]
介護老人 保健施設	該当なし		入所定員 名
			通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のは、その旨を施設のは、その旨を施設の内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
病児・病後児保育事業 【大阪市委託事業】	大阪市旭区新森四丁目13番17号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
不動産業	大阪市旭区新森四丁目59番8 (地番表示)	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年6月23日 令和元年度決算の承認
令和元年度決算届の承認
令和2年度の借入金最高限度額変更の決定

令和2年12月15日 開設する病院の名称変更の承認
定款一部変更の承認
中期計画の一部変更の承認

令和3年3月30日 令和3年度事業計画の承認
令和3年度収支予算の承認
令和3年度の借入金の最高限度額の決定
役員退職慰労金規程の改正の承認
役員報酬改定の承認

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(7) そ の 他

(医療機器等購入)

① CT装置 AquilionLightningHelios-i	1 台
② X線テレビシステム SONIALVISION G4 LX edition	1 台
③ 超音波画像診断装置 Aplio 1700CV	1 台
④ 超音波画像診断装置 Xario200G	1 台
⑤ 血液ガス分析装置 ABL90FLEX PLUS	1 台
⑥ 加湿器搭載型フロージェネレーター Airvo2 PT101JP	4 台
⑦ 心電計(発熱患者用) ECG-2450	1 台
⑧ 保育器 ラビーインキャビネット	1 台
⑨ ベッドサイドモニターPVM-4761-Q20	1 台

(その他備品等)

① 温冷配膳車(密閉強化仕様) MTC-24RC特	3 台
② サーモカメラ(本館) DS-2TD1217B-6PA	3 台
③ 発熱患者監視カメラ	3 台
④ 食器洗浄機(高温滅菌強化仕様) MDDB8CE特	1 台
⑤ エコムシュウ自動機 EMY3530B	3 台

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 社会医療法人 真美会
 所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	4, 093, 425 千円
2. 負 債 額	1, 446, 829 千円
3. 純 資 産 額	2, 646, 595 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1, 815, 357
B 固 定 資 産	2, 278, 067
C 資 産 合 計 (A + B)	4, 093, 425
D 負 債 合 計	1, 446, 829
E 純 資 産 (C - D)	2, 646, 595

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
 それぞれの項目の数字を切り捨てしているので、A + B = C とならない場合がある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 社会医療法人 真美会

※医療法人整理番号

所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,815,357	I 流 動 負 債	211,093
現 金 及 び 預 金	1,400,754	買 掛 金	17,700
事 業 未 収 金	299,422	1年内返済予定長期借入金	60,828
未 収 入 金	102,117	未 払 金	68,571
た な 卸 資 産	11,590	預 り 金	20,153
前 渡 金	360	賞 与 引 当 金	43,770
前 払 費 用	362	未 払 法 人 税 等	70
短 期 貸 付 金	750	II 固 定 負 債	1,235,736
II 固 定 資 産	2,278,067	長 期 借 入 金	964,039
1 有 形 固 定 資 産	2,254,050	退 職 給 付 引 当 金	205,097
建 物	1,150,300	役員退職慰労金引当金	66,600
構 築 物	24,966	負 債 合 計	1,446,829
医 療 用 器 械 備 品	131,124	純 資 産 の 部	
そ の 他 の 器 械 備 品	27,081	科 目	金 額
土 地	920,578	積 立 金	2,646,595
2 無 形 固 定 資 産	22,117	設 立 等 積 立 金	507,378
ソ フ ト ウ ェ ア	22,117	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	107,904
3 そ の 他 の 資 産	1,900	繰 越 利 益 積 立 金	2,031,312
出 資 金	1,100	純 資 産 合 計	2,646,595
差 入 保 証 金	800	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,093,425
資 産 合 計	4,093,425		

(注)1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. それぞれの項目の数字の千円未満を切り捨てているので、合計が一致しない場合がある。

様式 4－1

法人名 社会医療法人 真美会
所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,743,507
2 事業費用		1,833,620
本来業務事業損失		90,113
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		36,782
2 事業費用		54,258
附帯業務事業損失		17,476
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		1,240
2 事業費用		-
収益業務事業利益		1,240
事業損失		106,349
II 事業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	110	117
III 事業外費用		
支払利息		9,334
経常損失		115,565
IV 特別利益		
補助金受入益		164,824
V 特別損失		
固定資産除却損		0
税引前当期純利益		49,258
法人税・住民税及び事業税		70
当期純利益		49,188

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
3. 「-」は該当する数字がない場合、「0」は数字があるが有効桁数に満たない場合。
4. それぞれの項目の数字を切り捨てしているので、合計が一致しない場合がある。

法人名 社会医療法人真美会

所在地 大阪市旭区新森四丁目13番17号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 真美会

理事長 木野 稔 殿

私たちは、社会医療法人真美会の令和2会計年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部および主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和3年5月31日

社会医療法人真美会

監事

野村秀雄

監事

本井 治

独立監査人の監査報告書

令和3年6月21日

社会医療法人真美会
理事会 御中

大阪府大阪市
公認会計士

金子 明嗣 

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人真美会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬によ

る重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

別 表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名： 理 事 長 木 野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
中野こども病院	大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号	小児救急医療

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書(別添2-1)又は決算届(別添2-2)に記載した内容と一致していること。

添付書類(構造設備及び体制)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名: 理事長 木野 稔

住 所:大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	中野こども病院
施設の所在地	大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号
管轄保健所名	大阪市保健所

1 診療科目

科 目	小児科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
22	79									22	79

3 構造設備

(1)総括表(該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☒ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☐ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☒ 専用病床(2 床) ☒ 優先的に使用される病床 ☒ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート(☐ 敷地内 ☐ 近接地) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☒ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☒ 新生児用人工換気装置 ☒ 微量輸液装置 ☒ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☒ トリアージタグ ☐ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

(2)災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数
該当なし				

(3)へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
該当なし	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数(床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数(床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室	
	☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室	
	☐ 調剤所	
	☐ 病床数(床)	
	☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

	職種	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科工士	臨床検査技師	衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
人員																		
定員		10		3	3		8		75		3				23		35	160
実人員		10		3	3		8		75		3				23		35	160
内特殊関係者		3													2			5

特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。

5 勤務体制

区 分	体 制	昼間(15時現在)		夜間(3時現在)		休日(15時現在)	
		専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
医師	病院内		8		1		1
	オンコール						
内 精神科医(再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医(再掲)	病院内		8		1		1
	オンコール						
内 産婦人科医(再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		2				1
	オンコール				1		
診療放射線技師	病院内		2				1
	オンコール				1		
臨床検査技師	病院内		5				2
	オンコール				1		
看護師	病院内		7		1		4
	オンコール						
合 計	病院内		24		2		9
	オンコール				3		
内 救急医療(再掲) (精神科救急医療含む)	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療(再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療(再掲)	病院内		2		2		9
	オンコール				3		

6 その他の体制

(1)精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無(有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数(人)

(2)災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)の有無(有・無)

添付書類 5（小児救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 真美会

申請者名： 理 事 長 木 野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森 4 丁目 13 番 17 号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	中野こども病院
病院の所在地	大阪府大阪市旭区新森 4 丁目 13 番 17 号
管轄保健所名	大阪市保健所

〔 6 歳未満の時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	20, 716 件	A 51, 802 件	72, 518 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	① 0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	5, 387 件	② 12, 902 件	18, 289 件
内 深夜加算の算定件数	2, 272 件	③ 6, 088 件	8, 360 件
内 時間外加算の特例の算定件数	3, 919 件	④ 10, 380 件	14, 299 件
上記以外の時間外等入院患者数	675 件	B 4, 766 件	5, 441 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④+B) / A+B }		60.3 %	—

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号）別表第一区分番号 A 000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付書類 6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人 真美会

申請者名：理事長 木野 稔

住所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総数	最も人数の多い 親族等の グループの人数	親族等 の割合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の割合
理事	6人	2人	25%	1人	16%
監事	2人			0人	0%
社員	6人	2人	33%		
評議員	人	人	%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号二）

（該当する項目欄の口にチェックすること。）

☒ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	① 理事長は年間3,600万円を超えない額とする。
	② 法人の常務に専従する理事は年間1,200万円を超えない額とする。
	③ その他の理事は、出務1日当たり3万円を支給する。
監 事	出務1日当たり3万円を支給する。（交通費は別途、実費を支給）
評議員	該当なし

添付資料

- 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準
役員報酬規程、役員退職慰労金規程

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は 特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の 有無
施設の利用	① 看護師寮の利用（寮管理規程に基づき入居を許可し、寮費を徴収しており特別の利益の供与ではない。）	有 ・ 無
	② 院内保育所の利用（保育園運営規程に基づき利用を許可し、保育料を徴収しており特別の利益の供与ではない。）	有 ・ 無
金銭の貸付け	該当なし	有 ・ 無
資産の譲渡	該当なし	有 ・ 無
給与の支給	従業員に対する給与の支給（給与規程に基づき、労働の対価として支給するもので特別の利益の供与ではない。）	有 ・ 無
役員等の選任	社員総会で選任する。	有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営	該当なし	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	4,093,425,355 円
B 純資産の額	2,646,595,662 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	64.7 %
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	2,690,776,011 円
イ 本来業務の用に供する財産	2,690,776,011 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	0 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからへまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	907,514,126 円
F 事業費用の額	1,833,620,518 円

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	該当なし	有 ・ 無
出 資	大阪府私立病院協同組合（出資金1,100,000円）	有 ・ 無
社団法人の社員権	該当なし	有 ・ 無
組合契約	該当なし	有 ・ 無
信 託	該当なし	有 ・ 無
外国の法令に基づく財産	該当なし	有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有 ・ 無
その他公益に反する事実		有 ・ 無

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

社会医療法人 真美会

申請者名： 理事長 木野 稔

住 所：大阪府大阪市旭区新森4丁目13番17号

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割合 A／B
中野こども病院	1,833,620,518円	1,887,879,022円	97.1 %
合 計	① 1,833,620,518円	② 1,887,879,022円	97.1 %

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- (3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人 保健施設及び介護医療院 等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	診療 割合
中野こども病院	社会保険診療	1,402,711,460円	26,740,890円	1,429,452,350円	80.2%
	労災保険診療				
	健康診査	951,962円		951,962円	0.1%
	予防接種		6,443,850円	6,443,850円	0.4%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	299,952,741円	44,728,852円	344,681,593円	19.3%
	計	1,703,616,163円	77,913,592円	1,781,529,755円	100.0%
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療	1,402,711,460円	26,740,890円	1,429,452,350円 ③	80.2% ⑪
	労災保険診療	0円	0円	0円 ④	⑫
	健康診査	951,962円	0円	951,962円 ⑤	0.1% ⑬
	予防接種	0円	6,443,850円	6,443,850円 ⑥	0.4% ⑭
	助産	0円	0円	0円 ⑦	⑮
	介護事業	0円	0円	0円 ⑧	⑯
	障害福祉事業	0円	0円	0円 ⑨	⑰
	その他	299,952,741円	44,728,852円	344,681,593円 ⑩	19.3%
	計	1,703,616,163円	77,913,592円	1,781,529,755円	100.0%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	0円	学校保健安全法	0円
船員保険法	0円	母子保健法	951,962円
国民健康保険法	0円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	0円	高齢者の医療の確保に関する法律	0円
地方公務員等共済組合法	0円		
私立学校教職員共済法	0円		
計	0円	計	951,962円
		健康診査に係る収入合計	⑮ 951,962円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑮と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	6,443,850円	麻疹	12,560円
臨時接種	0円	風しん	
		インフルエンザ	40,790円
		おたふくかぜ	1,535,550円
計	6,443,850円	計	1,588,900円
		予防接種に係る収入合計	⑯ 6,443,850円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑯と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 0 件	㉑ 0 円
分娩件数（⑮）×50万円		㉒ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	該当なし	型サービス事業	円
介護予防サービス事業		介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計		計	円
		介護事業に係る収入合計	㉓ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉓が㉓と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	該当なし	入所給付費	円
特例訓練等給付費		障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計		計	
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉔が㉔と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号二）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により 収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割 合 A/B
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要する 費用（投薬費を含む）	合 計 (B)	
中野こども病院	1,743,507,355円	1,204,473,645円	629,146,873円	1,833,620,518円	95.1%
合 計	②⑤ 1,743,507,355円	1,204,473,645円	629,146,873円	②⑥ 1,833,620,518円	95.1%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計②⑤が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計②⑥が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。